

第4期 静岡県地域福祉支援計画 中間見直し骨子案

資料4

現行計画(第4期:R3~R8)		
大柱	基本方向(中柱)	施策の推進(小柱)
I 共生の意識づくり	1 「地域共生」の意識の醸成	(1) 企業、団体、学校等との連携による地域共生の意識の醸成
		(2) 「子育ては尊い仕事」の理念の浸透
		(3) ふじのくに型人生区分の普及・啓発
		(4) 人権を尊重し認め合う共生の意識の浸透
	2 家庭や地域における多様な世代に対する福祉教育の推進	(1) 地域における福祉教育の推進
		(2) 家庭教育の支援の促進
		(3) 豊かな人間性を育む食育の推進
		(4) 幼少期からの福祉体験の推進
		(5) 家庭教育支援や福祉教育を推進する人材の育成
	3 学校における福祉教育の推進	(1) 教育機関における福祉教育・学習の推進
(2) 共生・共育のこころの学び		
(3) 学校と地域やNPO等との連携・協働の充実		

II 共生の地域づくり	1 住民の地域活動への参加・交流の促進	(1) 市町地域福祉計画の推進支援
		(2) 住民主体の支え合いによる地域活動の推進
		(3) 地域における相談・見守り体制の充実
		(4) 多様な人・世代が集う居場所づくりと住民参加の促進
		(5) 在住外国人と共生する豊かな地域づくり
		(6) コミュニティづくりの支援
		(7) 地域のネットワークづくりの促進
		(8) 健康、福祉、地域活動に関する情報提供の充実
	2 多様な主体による双方向型の地域活動の推進	(1) 県・市町社会福祉協議会の活動の充実
		(2) 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり
		(3) ボランティア・NPO等による地域活動の推進
		(4) 企業等による地域貢献活動の推進と連携強化
		(5) 社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進
		(6) 寄附や共同募金等への理解と取組の促進
		(7) 多分野連携・協働による地域活動団体への取組の支援
	3 ユニバーサルデザインと福祉のまちづくりの推進	(1) 福祉のまちづくり条例の普及啓発
		(2) 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進
		(3) 安心して利用できる製品やサービス・情報の提供
		(4) お互いを尊重し、共生する社会づくり
	4 新しい生活様式を踏まえた防災・防犯の地域づくりの推進	(1) 地域防災活動の推進
(2) 災害時要配慮者への支援体制の強化		
(3) 地域防災に係る情報提供の推進		
(4) 災害時の広域支援ネットワークの構築		
(5) 被災後の生活再建への支援		
(6) 災害ボランティア活動の促進		
(7) 安全・安心のまちづくりの推進		

計画策定後の事情変化(制度改正、新たな課題等)
<p>○地域共生の意識の更なる醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様化、複合化した生活課題の増加</li> <li>・市町の包括的支援体制構築にあたって意識醸成は課題の一つ</li> </ul>

<p>○国の孤独・孤立の重点計画(R4.12改訂):人と人とのつながりを実感できる地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な居場所づくり、居場所の見える化、市民の自主的な活動なボランティア活動の推進</li> <li>・コロナ禍で通いの場、居場所の休止、住民同士の関係性の希薄化</li> </ul>
<p>○社会福祉協議会の業務増</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談への対応、生活困窮対策、生活福祉資金貸付 等</li> </ul> <p>○民生委員・児童委員の負担軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R4一斉改選時の欠員172</li> <li>・相談・援助以外の活動の増加</li> <li>・働きながら活動する委員の増加</li> </ul>
<p>○激甚化、頻発化する自然災害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県東部 大雨災害(R3.7)、令和4年台風第15号(R4.9)の発生</li> </ul>

中間見直しにあたっての追加・修正事項
○住民に対する地域共生の更なる普及啓発

○「新たな日常」と新たな地域のつながりづくり
○民生委員・児童委員の活動しやすい環境整備
○地域の防災・防犯対策の強化

現行計画(第4期:R3~R8)		
大柱	基本方向(中柱)	個別施策の方向(小柱)
Ⅲ 福祉の 基盤づくり	1 包括的な支援体制構築の推進	(1) 分野横断的な包括的相談支援体制構築の支援
		(2) 生活・就労・居住支援等の社会参加への支援
		(3) 各福祉分野の包括的な支援施策の推進
		(4) ふじのくに型福祉サービス等の推進
		(5) 難病患者等の広域的な支援が必要な人への取組の推進
		(6) 福祉・保健・医療サービスの一体的な提供の支援
	2 希望や自立につながるセーフティネットの整備	(1) 生活援護を必要とする人への支援の充実
		(2) 生活困窮者の自立支援対策の充実
		(3) 子どもの貧困対策の推進
		(4) 自殺総合対策の推進
		(5) 社会的孤立の防止
	3 権利擁護の推進	(1) 成年後見制度の利用促進
		(2) 日常生活自立支援事業の促進
		(3) 児童、高齢者、障害児者の虐待やDV被害防止対策の推進
		(4) 消費者被害等の防止に向けた取組の推進
	4 福祉サービスを担う人材の養成・確保	(1) 福祉・介護人材の確保と定着支援
		(2) 福祉・介護人材養成の推進
		(3) 外国人介護人材の確保
		(4) 県社会福祉人材センターの機能強化
	5 福祉サービスの適切な利用の推進と質の一層の向上	(1) 苦情解決体制の整備促進
(2) 福祉サービス第三者評価等の推進		
(3) 社会福祉事業の健全な運営の確保を図るための指導監査等の実施		
(4) 福祉サービスの情報の公表		

計画策定後の事情変化(新たな課題等)
<p>○市町における包括的支援体制の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重層的支援体制整備事業の実施は、令和5年度は2市町(熱海市、函南町)、移行準備事業の実施は10市町</li> <li>・人口が少ない自治体においても重層事業の取組が重要</li> </ul> <p>○国の孤独・孤立 重点計画(R4.12改訂):官・民・NPO等の連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取組の裾野の拡大、民の主体の多元化</li> </ul> <p>○ヤングケアラーの社会問題化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小(5年以上)中高校生の4.6%が該当(県調査R3)</li> </ul> <p>○小さい子供の難病対策とそのフォローの必要性</p>
<p>○コロナ禍における生活困窮者の増加等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍で生活困窮に係る相談の増加、多様化</li> <li>・一般就労が困難な働きづらさを抱えている生活困窮者の顕在化</li> <li>・自殺者は女性及び30歳以上の男性の割合が増加</li> </ul> <p>○孤独・孤立対策推進法の施行(R6.4.1~)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体は、関係団体で構成する地域協議会を設置する努力義務</li> </ul>
<p>○成年後見制度の状況</p> <p>(国の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期成年後見制度利用促進基本計画を策定(R4.3)</li> </ul> <p>(本県の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後見人の担い手不足</li> <li>・市民後見人の受任件数が少ない</li> <li>・市町による権利擁護支援の取組の差</li> </ul>
<p>○少子高齢化の進行で一層厳しくなる福祉・介護人材の確保</p>

中間見直しにあたっての追加・修正事項
<p>○市町における包括的支援体制構築に対する支援の強化</p> <p>○重層的支援体制整備事業の市町への更なる実施促進</p> <p>○NPOと連携した要配慮者に対する支援体制の構築</p> <p>○ヤングケアラーに対する支援の強化</p> <p>○病院外における本人、家庭を支える体制づくり</p>
<p>○生活困窮者への相談支援体制の充実</p> <p>○企業開拓やマッチング・定着支援の強化</p> <p>○自殺対策の推進 (第3次いのち支えるふじのくに自殺総合対策行動計画(R5~R9)との整合性の確保)</p> <p>○孤独・孤立対策に取り組む関係団体間のネットワークづくり</p>
<p>○本人の特性に応じた意思決定支援の浸透</p> <p>○法人後見の担い手の確保、育成の推進</p>
<p>○質の高い介護サービスの安定的な提供</p> <p>○福祉・介護現場におけるICT活用等による生産性の向上</p>